

# 商工こすど かわら版

第215号  
小須戸  
商工会

〔5月  
の花  
カーネーション〕



## ～第58回通常総会開催のお知らせ～

第58回小須戸商工会通常総会は、下記の日程にて開催されます。  
多くの会員皆様のご出席をお待ちしております。

◎日 時 平成30年5月15日(火)午後3時から

◎会 場 小須戸商工会館3階ホール

終了後、懇親会を開催いたします。

◎会 費 1,000円(当日、事務局に納入ください。)

※詳しくは、今回お配りしたご案内並びに総会資料をご覧ください。

### 「IT導入補助金」の 公募が開始されました

中小企業の生産性向上を実現するため、業務の効率化や売上拡大に資する簡易的なITツールの導入支援策として、IT導入補助金の公募が始まりましたのでご案内します。

#### 【概要】

中小企業・小規模事業者等のみなさまが、自社の課題やニーズに合ったITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップをサポートするものです。

自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。

#### 【対象事業者】

中小企業・小規模事業者

(飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象)

#### 【補助額・補助率】

上限額五十万円、下限額十五万円  
補助率 二分の一

#### 【補助対象のITツール】

補助金ホームページに登録、公開されているITツール(ソフトウェア、サービス等)が対象です。

ホームページ上で、利用したい機能から、導入できるシステムを検索することができます。

#### 【例】顧客管理システム

在庫管理システム  
コミュニケーションツール  
車両管理システム  
予約管理システム・・・など

#### 【申請方法】

本事業で登録されたIT導入支援事業者が代理申請を行います。

#### 【公募期間】

平成三十年四月二十日(金)

～平成三十年六月四日(月)

#### 【交付決定日】

平成三十年六月十四日(木)

#### 【事業実施期間】

交付決定日以降

～平成三十年九月十四日(金)

#### 【詳細】

IT導入補助金ホームページ

<https://www.it-tojo.jp>

「IT導入補助金」で検索できます。

#### 【注意事項】

交付決定前に発注・契約・支払い等を行った場合は、補助金の交付を受けることができません。導入の日程にご注意ください。

#### 平成三十年度新潟市

#### 既存店舗魅力向上事業のご紹介

新潟市では、独自性・新規性を備えた魅力的な店舗への改装等を支援します。

#### 【対象者】

一年以上継続して同一店舗にて同一事業を営む中小企業者等で、左記のいずれかに該当する小規模な店舗  
①店舗にて常時使用する従業員数が

五名以下の店舗

② 売り場面積二百五十㎡以下の店舗

【事業内容】

左記のいずれかに該当する、独自性・新規性を備えた魅力的な店舗への改装等を支援

- ① 少子・高齢化対応
- ② 地域交流の促進
- ③ 地域資源活用
- ④ 現在店舗の課題解決のための事業拡大

【補助対象経費】

左記の全てに該当する改装費や備品購入費

- ① 店舗の新築又は移転に伴う改装工事や備品購入でないこと
- ② 補助対象経費の総額が十五万円以上であること
- ③ 備品購入の場合、一点あたりの取得価格が三万円以上であること

④ 改装工事の発注先又は備品の購入先が市内業者であること

※設備の単純更新など、建物の維持管理や老朽化のみを理由とする工事は対象外

【補助率・限度額】

補助率…三分の一  
限度額…五十万円

(事業承継者の場合は百万円)

※事業承継者とは、申請日において、同日の一年前から事業開始年度末日までに事業承継を行った又は行う者で、事業承継後の新代表者(後継者)が次のア～ウのいずれかに該当する事業者です。

- ア 経営に関する職務経歴を有している者
- イ 申請業種に関する知識を有している者
- ウ 申請企業等の代表者と血縁関係がある者

【注意事項】

申請にあたっては、事前に相談が必要です。

雇用保険手続きの際には

必ずマイナンバー(個人番号)の届出をお願いします

届出をお願いします

雇用保険手続きにおいて、平成三十年五月以降、マイナンバーが必要な届出等にマイナンバーの記載・添付がない場合には、書類が返戻されることになりましたので、忘れずに届出をお願いします。

【マイナンバーが必要な届出等】

- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
- ・高齢雇用継続給付支給申請

(初回)

- ・育児休業給付支給申請
- ・介護休業給付支給申請

【個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等】

- ・雇用保険被保険者転勤届
- ・雇用継続交流採用終了届
- ・高齢雇用継続給付支給申請
- ・育児休業給付支給申請

(二回目以降)

【既にマイナンバーを届け出ている場合について】

各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載することで、マイナンバーの記載を省略することが可能です。

【個人番号登録・変更届について】

届出等の提出時、または事前に個人番号登録・変更届」を提出することで、以後のマイナンバーの記載を省略することが可能です。

【その他】

マイナンバーの記載がない場合は、

書類が返戻され、再提出となりますので、ご注意ください。

商工貯蓄共済ご加入者の皆様へ  
三十年度版  
ご利用パンフレットの案内

商工貯蓄共済の特典の一つとしてご加入者及び被共済者の方がご利用いただける、日帰り入浴施設割引制度、海の家割引制度等の割引券が付いた、今年度のご利用パンフレットが完成いたしました。日帰り入浴施設割引制度では「花の湯館」もご利用いただけます。パンフレットは、商工会事務所にございますので、お声かけください。



※商工貯蓄共済は、商工会員及びその家族、従業員のための、貯蓄、融資と生命保障をかねた制度です。病気やケガで入院・手術時に保障する医療保障も特約で加入できます。